

令和 2 年 6 月定例議会 議案概要		担当課	総務課	種別	その他
議案番号	議案第 83 号 、 議案第 95 号	議案名	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて		
目的	令和 2 年 7 月 20 日から 3 年間を任期とする農業委員会の委員 13 名を任命することについて、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求めるもの。				
内容	<p>1 経過</p> <p>現在の農業委員会の委員(以下「委員」という。)の任期が令和 2 年 7 月 19 日で満了となる。これに伴い、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。)第 9 条に基づき、下記のとおり委員の募集を行い、13 名の応募があった。</p> <p>2 募集について</p> <p>(1) 募集期間 令和 2 年 3 月 16 日から同年 4 月 15 日まで</p> <p>(2) 告知方法 町ホームページ、行政放送、募集要項の窓口設置</p> <p>3 委員任命について</p> <p>委員の任命については、法において、下記事項が規定されている。</p> <p>(1) 委員の任命は、町長が議会の同意を得て行う。(法第 8 条第 1 項)</p> <p>(2) 委員の任命にあたっては、下記の要件を満たすことが必要。</p> <p>ア 認定農業者(法人の場合は役員等)が委員の過半数を占める。 (法第 8 条第 5 項)</p> <p>イ 農業委員会所掌事項に利害関係を有しない者が含まれる。 (法第 8 条第 6 項)</p> <p>ウ 委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮する。 (法第 8 条第 7 項。青年・女性農業者の登用を求めたもの。)</p> <p>(3) 委員の任期は 3 年(法第 10 条第 1 項)</p> <p>13 名の委員候補者については、琴浦町農業委員会委員選任に関する要綱(平成 29 年琴浦町訓令第 13 号)に基づき、琴浦町農業委員候補者評価委員会を令和 2 年 4 月 27 日に開催。13 名全員が適任だとの評価がなされている。</p>				
補足事項					